

意見書

2022年7月26日



1. 私は、2005年より運営スタッフとして、また2013年に営業権を買い取り、事業としてSMクラブという形態の派遣型風俗業に従事しております。
この度、東京地方裁判所が派遣型風俗業を含む特殊性風俗業に対し「本質的に不健全」であり、「客から対価を得て一時の性的好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるためのサービス」と断じた事について、一言申し上げたく意見書を書いております。
2. SMクラブは決して「一時の性的好奇心を満たす」ためだけに有るものではありません。
ユーザーとして利用する男性も、また働く女性も、LGBTに代表される性的マイノリティーの方々と同じく、他者とは違う自身の性癖に日々悩み、心を傷めて過ごしているのが実情です。
他人に知られたらどうしよう、性癖を相談してもアウティングされたらどうしようと思うと、例え親友といえども打ち明ける事ができないのが性的マイノリティーの人々の共通の悩みの一つではないでしょうか。
その様な方々が、自身の悩みを打ち明けられる場所。同じ悩みを持つ人と会える場所として、必要不可欠な場所で有り続ける事が私の使命であると自負しており、本項冒頭に述べたとおり「一時の性的好奇心を満たす」ためだけに営業している訳ではありません。
3. 「本質的に不健全」で有ると断じられた、私共の様なSMクラブが無くなった場合どの様な事になるでしょうか。
おそらく、SNS等を通じた個人間でのやり取りが主になるでしょう。
当店で従事してくれる女性の多くが、個人間でのやり取りに不安を感じ、お店が介在する事によって、安心が得られる事を第一のメリットに上げております。
特にSMは道具を用いる事も多いため、知識の欠如があれば安全上の懸念が増えやすいジャンルでもあります。
私共が介入する事で、経験した事、安全のために必要な事を男女問わずに伝える事ができ、安全を守る一助になっている部分も多々あります。
特殊性風俗が認められている現在でさえ痛ましい事件が起こり、その殆どが個人間での取引を発端としているのは、日々ニュースに触れる裁判官であれば当然ご存知かと思いますので、表に出づらい個人間での取引は、第一に女

性が危険に晒される懸念が強い事が想像に難くないので無いのでしょうか。

4. また、「一時の性的好奇心を満たす」仕事だと、給付から外れて良いとの意見にも疑問をいただいております。

私は営業権を買い取って独立して以降、当然ではありますが法を遵守し、毎年税金を収め、その点において他業種の方々と何ら変わる事はありません。今回の様な緊急事態において、他業種と同様の対応がなされないのであれば、正しく税金を納める価値が無いと言っても過言ではありません。

東京都から休業要請が出た際にも、その中にデリバリーヘルス業が含まれていた事から休業に協力しており、一般的な飲食店などと同様な対応をしています。

本件に通じる所でもありますが、都の要請に従ったにも関わらず協力金の対象外とされた事にも不満を抱いております。

5. 以上の通り今回の裁判所の判断は、「本質的に不健全」と申し上げ、私の意見とさせていただきます。

[閲覧される可能性を理解した上で、裁判所に証拠として提出することに 同意する / しない]

[意見書をCALL4に掲載することに 同意する / しない]

[CALL4掲載に当たり氏名のマスキングを 希望する / しない]